



国保だより

3 すべての人に
健康と福祉を



マイナ保険証を利用してください！

12月2日をもって、被保険者証の新規発行が終了します。12月2日以降に新たに国民健康保険に加入される人について、マイナ保険証を登録していない人には「資格確認書」が、マイナ保険証の登録をした人には「資格情報のお知らせ」を発行します。後期高齢者医療制度に加入される人には「資格確認書」を発行します。

なお、12月1日までに制度に加入し、被保険者証をお持ちの人については、被保険者証の記載の期限まで使用することができますが、紛失や破損をした場合は、役場住民課窓口で申請することで、資格確認書もしくは資格情報のお知らせが発行されます。

マイナ保険証には、次の3つのメリットがあります。

- ①医療費を節約できる。
- ②よりよい医療が受けられる。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払を免除される。



医療費を節約するために

かかりつけ医をもち、はしご受診、時間外受診は控えましょう

- ・病気やけがをしたとき、気軽に相談でき、病歴などを把握してもらうことで、より適切な医療を受けられます。
- ・診療に対する心配や不信は、まずきちんとかかりつけ医に相談しましょう。自分の判断だけで受診先を変更すること（はしご受診）は、金銭的にも身体的にも負担が大きくなります。また、やむをえない場合以外は、時間外受診は控えましょう。
- ・休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷った時は、小児科医師・看護師に電話で相談できる、**こども医療電話相談**を利用してください。（電話番号#8000）

ジェネリック医薬品やお薬手帳を上手に利用しましょう

- ・ジェネリック医薬品とは、特許が切れた新薬と同じ有効成分で製造された薬です。研究開発コストが少なく、新薬より安価で購入することができます。
- ・お薬手帳を1冊にまとめ、活用しましょう。薬の飲み合わせやもらい過ぎに気をつけ、薬が余っているときは、医師や薬剤師にチェックしてもらいましょう。
- ・マイナポータルでは、マイナンバーカードを利用して薬に関する情報が閲覧できます。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額や、お薬手帳アプリへ連携可能なQRコードが閲覧できます。
- ・令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品のこと）の選定療養について、特別の料金がかかります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368